

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

要介護認定調査員(個人委託)

22(令和4)年度の要介護認定調査業務委託に当たり、介護支援専門員を募集します。
応募資格=①介護支援専門員の資格を有していること ②09(平成21)年10月以降の要介護認定調査の実施経験があること ③22(令和4)年4月1日現在、事業所等に所属していないこと ④市内一円の調査が可能であること(釧路地域のみ可)
委託期間=4月1日~2023(令和5)年3月31日
委託料=調査1件につき3,300円(予定)
3月1日(火)~11日(金)に履歴書、介護支援専門員資格者証の写し、認定調査員新規研修修了証明書等の写しを直接、防災庁舎3階介護高齢課介護認定担当(☎31-4597)へ※郵送不可

環境活動団体こどもエコクラブくしろの新会員

小学生・中学生/自然と触れ合いながら釧路湿原などでの動植物観察調査やザリガニ釣り、キャンプ、植樹活動など環境学習体験活動/電話でこどもエコクラブ地域事務局(環境保全課内☎31-4535)へ

消費生活相談員

応募資格=パソコンの基本操作ができ、消費者問題に関心があり、長期的な勤務を望む方/勤務=週2~4日程度、午前10時~午後4時/3月23日(木)までに履歴書と応募動機を記した作文(600字前後)を直接または郵送で市役所2階釧路消費者協会(〒085-8505黒金町7-5☎24-2037※平日午前10時~午後4時)へ

放課後チャレンジ教室スタッフ

興津小学校の放課後チャレンジ教室に通う児童と一緒に活動できるスタッフを募集します。活動内容等の詳細はお問い合わせください。
平日午後2時~6時に勤務可能な方(時期により異なる)/1人/市教委教育支援課学校指導担当(☎23-5189)

税・保険・年金

3月31日(木)は以下の市税等の納期限です

- 国民健康保険料(第10期)
後期高齢者医療保険料(第10期)
介護保険料(第10期)
※いずれも普通徴収分
3月分保育園保育料
●市税等 休日の納付相談窓口
☎3月26日(土)午前9時~午後5時
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。
☎納税課(☎31-4517・4518)
■納付には便利な口座振替を■

国民健康保険の手続きはお済みですか

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険(国保)への加入が義務づけられています。転入や退職等で健康保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。
なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入している方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などには脱退の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。
☎国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

国民健康保険の所得申告をお忘れなく

22(令和4)年度分の国民健康保険料は、加入者の21(令和3)年中(1月1日~12月31日)の所得に基づき決定します。忘れずに所得申告を行ってください。
所得申告が必要な方
○所得税の確定申告や市道民税の申告をしていない方、申告の必要がないと言われた方
○事業主から市民税課に給与支払報告書が提出されていない方
○21(令和3)年中の所得がない方(申告により保険料の一部が減額になる場合があるので必ず申告してください)
※公的年金を受給している方で、それ以外に所得がない方は申告の必要はありません。ただし、公的年金のうち、障害年金、遺族年金のみを受給している方は申告が必要です。
※21(令和3)年度も国民健康保険課へ所得簡易申告書を提出した方(税務署等で申告した方を除く)には、3月下旬に22(令和4)年度分の申告書を送付します。
☎国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。
○住所が変わったとき(変更登録)
○自動車を売ったとき(移転登録)
○自動車を 사용하지なくなったとき(抹消登録)
22(令和4)年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。なお、変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所自動車税部に連絡するか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。
☎札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1190)※自動音声で案内

事業主と従業員の皆さんへ、個人住民税は特別徴収で納めましょう

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し納入する制度)への切り替えをお願いしています。
特別徴収にすることにより、1回当たりの負担額が少なくて済み、納め忘れも防ぐことができます。特別徴収の開始を希望される場合には、従業員の方は勤務先に、事業主の方は下記へお問い合わせください。
☎市民税課市民税担当(☎31-4515)

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

●国税庁ホームページから確定申告
消費税および地方消費税の申告書は、国税庁ホームページから作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。
●納期限と振替納税の利用について
e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。
振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出していただくだけで、指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。
現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関(日本銀行歳入代理店)または住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
納期限=3月31日(木)/振替日=4月26日(火)/☎釧路税務署(☎31-5100)



たばこ税手持品課税の納期は3月31日(木)まで

昨年10月の税率改定に伴う、たばこ税手持品課税の納期限は3月31日(木)となっています。該当する販売事業者の方は、期日までの納付をお願いします。
☎市民税課税務担当(☎31-4513)

環境

春採湖レポート2020を作成しました

春採湖調査会では春採湖とその周辺自然环境に関する研究調査を行っており、20(令和2)年度の結果をわかりやすく整理した「春採湖レポート2020」を作成しました。市ホームページで公開していますので、ご覧ください。
☎環境保全課自然保護担当(☎31-4594)

環境事業課からのお知らせ

- 粗大ごみの収集は 早めのお申し込みを!
3月・4月は粗大ごみ収集の申し込みが多くなり、申し込みから収集までお待たせする場合があります。あらかじめ処分する粗大ごみを確認し、早めにお申し込みください。
●ごみを減らすためには
生ごみには多くの水分が含まれており、捨てる前にギュッと絞って水切りをするだけでもごみの量を減らすことができます。野菜は水洗いをする前に使えない部分を切り落とすなど、乾いたごみは濡らさないように意識することも生ごみ減量のポイントです。
●集団資源回収に取り組みませんか?
家庭から出る新聞紙などの資源物を協力して集めている団体に奨励金を交付しています。リサイクルの意識を高めながら団体の運営助成にもなります。
対象品目=新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック/奨励金額=対象品目1キログラムごとに2円(年2回交付)/対象団体=町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの非営利団体※要事前登録
●3月の不燃ごみの収集日
[釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は3月2日(水)、16日(水)、第2・4水曜日の地区は3月9日(水)、23日(水)
[阿寒地域]第2・4金曜日の地区は3月11日(金)、25日(金)、第2・4土曜日の地区は3月12日(土)、26日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧ください。
【共通】☎環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

福祉

外国人高齢者・障害者福祉給付金制度

この給付金は、公的年金の制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者の方々が、地域で自立し安定した生活を続けていくことを支援し、その福祉の向上を図るためのものです。
☎市に住民登録されている外国人の方のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができず、所得が基準額以内の方で、かつ次のいずれかに該当する方。
①高齢者=大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可または特別永住許可を受けている方(昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した方を含む)
②障がい者=○昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障がい者のうち、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者であった在日外国人または同日以降重度心身障がい者となり、その初診